

3ス庁第134号

ス ポ ー ツ 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第3期スポーツ基本計画の策定について

令和3年4月21日

ス ポ ー ツ 庁 長 官 室 伏 広 治

(理由)

平成 27 年 10 月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨・理念を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことのできる「スポーツ立国」の実現を目指し、青少年の健全育成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、国際貢献など、スポーツが国民生活において多面にわたる役割を果たすことができるよう、スポーツ行政を総合的・一体的に推進することを使命としている。

スポーツ庁の発足も踏まえ、平成 29 年 3 月に「第 2 期スポーツ基本計画」(以下「第 2 期計画」という。)を策定してから、4 年が経過した。

第 2 期計画では、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという 4 つの観点から「スポーツの価値」を提示した上で、4 つの政策目標、19 の施策目標、139 の具体的な施策を取りまとめるとともに、20 の成果指標を設定しているところである。

第 2 期計画の策定を踏まえ、スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」に基づく国際競技力向上に向けた取組を戦略的に進めているほか、「スポーツ実施率向上のための行動計画」、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」、「スポーツ国際戦略」、「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定するなど、その着実な実施に向けた取組を進めているところである。

また、第 2 期計画に掲げる各施策の進捗状況や成果目標・指標の達成度合い等については、スポーツ審議会場で定期的に点検を行いつつ、施策の改善につなげているところである。

一方で、成人・障害者等のスポーツ実施率の伸び悩みや子供の体力の低下傾向など、第 2 期計画で掲げた数値目標の進捗が十分でないものもある。

また、少子化が進展する中、運動部活動について従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校における働き方改革の視点も踏まえて、運動部活動改革に取り組むとともに、地域における青少年のスポーツ環境の整備を進めていくことが急務の課題となっている。

さらに、第 2 期計画の期間中は、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)をはじめとした国際スポーツ大会の自国開催に向けた機運の高まりの中で様々な取組を積み上げてきたところであるが、「第 3 期スポーツ基本計画」(以下「第 3 期計画」という。)においては、これまでの成果を、国民生活に根差したレガシーとして、継承・発展させていくことも重要な課題である。

今後とも、スポーツがその役割を果たし、社会の発展に寄与していく上で、社会経

済活動や人々の生活に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応はもとより、デジタル化の進展、少子高齢化・人口減少、地域間格差、持続可能な開発、男女共同参画・共生社会の実現等、国内外の様々な社会的な課題や潮流を的確に捉えつつ、取組の方向性を明らかにしていくことが求められている。

そして、スポーツにかかわる全ての人の権利の尊重と安全の確保を図るとともに、スポーツ界への信頼が脅かされるような事態が生じることのないよう、引き続き、ハラスメントや暴力・体罰の防止、ドーピング違反の防止、スポーツ団体の健全・適正な運営の確保の徹底を図らなければならない。

以上のことを踏まえつつ、令和4年度からの第3期計画を策定するに当たり、主に次の事項を中心に御審議をお願いしたい。

第一に、スポーツ基本法の理念、スポーツ庁の設立の趣旨、第2期計画の成果と課題、東京大会をはじめとした大規模スポーツ大会の自国開催に係るレガシーの継承・発展、予想される社会の変化を踏まえた来るべき社会像、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念やユネスコのカザン行動計画等の国際動向等を踏まえつつ、未来社会における生涯を通じた豊かな **Sport in Life** ビジョン等も含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方についてお示しいただきたい。

第二に、第一の2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方を踏まえた、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容についてお示しいただきたい。その際、スポーツ基本計画の取組の方向性や具体的施策が、国民生活全般にいきわたり、その実効性を高めることができるようにするため、特に以下の点について御検討いただきたい。

- 障害者、女性、子供、高齢者等、多様な主体の参画
- スポーツ団体、他の行政機関、地方公共団体、学校（大学及び一般社団法人大学スポーツ協会等を含む。）、民間事業者、研究機関等との連携・協力
- デジタル技術をはじめとした新技術やデータの活用
- 多様な財源・資源の安定的な確保、戦略的・効果的な活用
- 各々の政策目標や具体的施策の達成状況に係る検証・評価
- 地方スポーツ推進計画等の策定に当たっての指針としての活用

以上の点について、自由闊達に御審議いただき、今年度中に、第3期計画に盛り込むべき内容として、今後のスポーツ施策の推進についての基本的方針及び諸方策を御提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。